

津市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成16年10月20日

津市監査委員 岡部高樹
同 小野欽市
同 山中利之

監査結果報告書

第1 監査執行者

津市監査委員 岡部高樹
同 小野欽市
同 山中利之

第2 監査実施年月日及び監査対象

監査実施年月日	監査対象
平成16年6月28日	<産業労働部> 農林水産課、商工労政課、商業活性化室
平成16年6月30日	<水道局> 水道総務課、営業課、工務課、浄水課
平成16年7月16日	<議会事務局> <三重短期大学事務局>
平成16年7月26日	<財務部> 収税課、課税課、契約財産課、財政課

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長及び担当職員の説明を聴取し、関係諸帳簿を調査して監査を実施した。

第4 監査の着眼点

地方自治法第199条第1項の定期監査の実施に際しては、予算の執行は計画的、効率的に行われているか、またその手続は適切か、会計処理は法令等に基づき行われているか、現金の取扱いは適切に行われているか、財産の管理は適切に行われているか、各種の帳簿、書類の記帳、保存等は適切に行われているかなどのほか、事務処理は効率的、効果的に行われ、改善すべきところはないかなどを基本的事項とした。

また、地方自治法第199条第2項の行政監査については、「津市行財政改革大綱」で、補助金の見直しの必要性が打ち出されているなか、市町村合併を控え、補助金事務の適正な執行に資するため、テーマを「補助金の交付事務について」とした。

なお、その実施に当たっては、市単独財源により交付された50万円以上の交付団体ごとの補助金とし、補助金交付要綱等の整備状況及び交付事務手続きなどについて、補助金交付事務を所管している各課等から報告を求め、要綱等は適切に作成されているか、補助金の交付申請、交付決定、実績報告、交付請求、支払いなどの各手続について、その時期は適切か、提出書類等に不備はないかを主な着眼点として検証した。

第5 監査の結果

所管する事務事業の推進に当たっては、各分野において努力が払われており、各種の事務は法令、規程等の定めるところに従いおおむね適正に執行されているものと認められた。

全般的には事務処理、財政運営について良とするも、一部において後述するように事務処理の不備（帳簿・書類等の不備、文書の不整備等）が見受けられたので、積極的に対処するよう指導した。また、監査時に気づいた軽易な事項については、その都度口頭で指導した。

各課等の監査の結果の概要は、次に述べるとおりである。

< 産業労働部 >

・ 農林水産課

(1) 定期監査

ア 指導事項

一部の補助事業において、事業効果の記載がされていないものが見受けられたので、事業実績の把握に努めるよう指導した。

イ 所見

当課は、農業・林業・水産業の振興並びに農業集落排水事業に関する事

務を分掌している。

農業振興については、当年度から「米政策改革大綱」に基づき、水田農業構造改革対策、担い手経営安定対策、需要適正化対策など新たな米施策が実施されるが、これらの対策の推進に取り組みられるとともに、集落営農体も含めた担い手の育成・確保に努められたい。

水産業については、「とる」漁業から「つくり、育て、とる」漁業への転換を引き続き推進されるとともに、市町村合併によって、新市の区域内に漁港が増えることから、各漁港の整備については、計画的に取り組みられたい。

農業集落排水事業については、当年5月末現在で、供給率62.8%となっているが、今後、地元への啓発等により、早期の供用率100%の達成を図られたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

- ・津土地改良事業団体協議会補助金
- ・市単土地改良事業補助金
- ・農林水産業環境整備特別認定事業補助金
- ・栽培漁業促進事業補助金
- ・種苗放流事業補助金

イ 所見

(ア) 補助金交付要綱等の整備状況について
適正に整備されていた。

(イ) 補助金の交付申請、交付決定等の時期について
特に述べることはない。

(ウ) 補助金の交付申請、実績報告等の提出書類について
栽培漁業促進事業の事業実施に伴い、補助金を交付されているが、実績報告書等の内容に一部記載不足がみられた。

(エ) その他

市町村合併を控え、各市町村の類似の補助金又は各市町村独自の補助金について精査の上、整理されるよう望むものである。

- ・商工労政課、商業活性化室

(1) 定期監査

ア 指導事項

非課税である土地賃貸契約で消費税が支払われていたため、適正に処理するよう指導した。

イ 所見

当課は、商工業振興・勤労者福祉・観光業務に関することなどの事務を分掌している。

商業振興にあっては、平成15年度に中心市街地活性化基本計画の第2次改訂を行ったところであるが、今後、(株)まちづくり津夢時風、商業団体、商工会議所等と一体となって、基本計画の個別事業についての推進を図り、活性化事業への取り組みを強化されたい。また、(仮称)まん中広場については、新しい憩いの場、集いの場として活用性の高い広場として、整備を行うと共に、整備後には、幅広く有効活用が図られるよう望むものである。

工業振興にあっては、「つテクノメッセージ」のデータベース化を図ることにより、市内事業所が有する特殊技術や製品等の情報を発信し、販路拡大や業務携帯を促し、経営活性化、安定化に寄与されたい。また、関係部局と連携しながら、企業誘致活動にも積極的に取り組まれることを望むものである。

勤労者福祉については、中勢地域中小企業勤労者福祉サービスセンターに対する国・県補助金が大幅に減額される見込みであることから、今後、他市町村の事業への参画の推進や更なる会員の拡充等により、勤労者の福祉の向上に向けて努力されたい。

観光業務については、本市を代表する津の海、津まつり等のPRを行い観光客の誘致に努められているが、文化遺産や郷土芸能等を生かした新たな観光ルートの設定や観光資源を活用した更なる観光施策の展開を望むものである。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

- ・ 中小企業等雇用労働対策事業補助金
- ・ 労働関係団体事業補助金
- ・ 商業振興事業補助金
- ・ 市民自主運行バス事業補助金
- ・ 津商工会議所等事業補助金
- ・ 地場産業振興事業補助金
- ・ 企業立地奨励金等補助金
- ・ 津市観光協会事業補助金
- ・ 津花火大会事業補助金
- ・ 津まつり実行委員会事業補助金
- ・ ビーチバレーin御殿場事業補助金
- ・ 郷土芸能資料館等施設整備等事業補助金

イ 所 見

(ア) 補助金交付要綱等の整備状況について

適正に整備されていた。

(イ) 補助金の交付申請、交付決定等の時期について

特に述べることはない。

(ウ) 補助金の交付申請、実績報告等の提出書類について

適切に処理されていた。

(エ) その他

市町村合併を控え、各市町村の類似の補助金又は各市町村独自の補助金について精査の上、整理されるよう望むものである。

< 農業委員会事務局 >

(1) 定期監査

ア 指導事項

図書台帳が整備されていなかったため、整備するよう指導した。

イ 所 見

当委員会は「農業委員会等に関する法律」に基づき設置され、農地の権利移動と転用に関する事、農業振興に関する事、農業者年金に関する事などの事務を分掌している。

各業務については、農家にかかわる相談、苦情等が多岐にわたり、対応に苦慮されているところであるが、今後においても各種相談に対して的確な対応をされるとともに、農家のための諸制度の啓発・普及に取り組まれない。

また、農地転用許可権限が近い将来当市に移譲されることから、充分検討を重ねられ、遺漏のないよう図られたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

該当なし。

< 水道局 >

・ 水道総務課、営業課、工務課、浄水課

(1) 定期監査

ア 指導事項

外出簿において、一部記載の不備が見受けられたため、整理されるよう指導した。

事務事業の業務資料について精査をされるよう指導した。

イ 所 見

水道事業は安全で良質な水を安定的に供給することを使命としており、

第4回拡張事業を始め、老朽管の整備や水質保全対策など計画的に実施されているところである。

しかしながら、長引く景気の低迷という経済環境のもと、大口使用者や一般家庭による節水意識の高まりなどにより、水需要の伸びが期待できず財政状況は厳しいことから、事務事業の見直し等による経費節減が求められる。

また、浄水場においては、平成11年度から三雲浄水場、平成14年度に高茶屋浄水場の運転管理業務を一部民間委託し、現在順調に推移され、経費節減に効果を上げているところである。

今後においても、安全で良質な水の安定供給を継続するためには、市町村合併を契機として更なる業務の効率化を推進し、経営改善に努められたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

該当なし。

< 議会事務局 >

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当事務局においては、議事管理、議事調査担当により本会議、委員会に関することなどを分掌している。

平成15年9月より、これまでホームページで公開された本会議等のすべての発言内容、日程等に併せ、発言通告一覧表の発言事項を公開されるなど開かれた議会に向けて努力されているところである。

また、議員の調査研究のための政務調査費においても、交付の方法及び使途基準等について明確化を図り、支出に関する領収書等証拠書類の写しの添付を義務づけられ、収支報告が適正に行われている。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

該当なし。

< 三重短期大学事務局 >

(1) 定期監査

ア 指導事項

使用されていない備品を適正に処分するよう指導した。

イ 所見

当事務局においては、職員の服務、福利厚生をはじめとして、学科課程、学生の募集及び図書管理に関することなどを分掌している。

少子化による受験人口の減少や高学歴化、また今年は、国立大学の法人化など短期大学を取り巻く環境は大きく変化している。

当大学においても、平成17年度入試から志願者の多様化を図るため、大学入試センター試験を利用した入試形態を導入されるなど、引き続き今後のあり方についての検討が行われており、地域の高等教育ニーズに対応し、地域社会に貢献できる大学づくりを目指されることを期待するものである。

就職については、厳しい雇用情勢のなか、「就職等対策委員会」を設置し就職ガイダンス、模擬面接の実施などを行われ、就職指導に携わる職員の労苦を察するところであるが、今後ともインターネットの利用による企業の採用情報の収集、企業訪問などにより、就職率の向上に努められたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

該当なし。

< 財務部 >

・ 収税課

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、市税の収納及び整理、納付指導、滞納整理に関することなどを分掌している。

徴収業務においては、長期化する景気の低迷から、依然として厳しい状況であるなか、税の公平性の確保から滞納処分の執行を慎重かつ厳正に実施されたい。

今後においても、悪質で長期にわたる滞納者への対応の対策の強化を図り、分納内容の見直し、差押処分の適正な執行などに取り組み、租税債権の確保に努められたい。

また、年々滞納者が増加しており職員の負担が多くなり、臨戸訪問の納付指導に苦慮されているが、研修会や検討会などを随時実施され、安定した税収の確保に努められたい。

合併を控え構成市町村による納付書の一元化等の諸問題に向けても努力されたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

該当なし。

・課税課

(1) 定期監査

ア 指導事項

業務委託契約については、競争性、公平性、透明性を確保するよう指導した。

イ 所見

当課においては、税務事務の総括、調整、税制及び市税の賦課に関することなどを分掌している。

本市の最も重要な財源である市税については、適正課税に努められているところであるが、今後とも、課税客体的確な把握を通じ、課税漏れのないよう留意されたい。

申告受付業務については、平成12年分所得申告より導入された自書申告制度を1対1での対応から複数対応へと工夫されるなど課を挙げた取り組みにより申告時間の短縮と効率化が図られたところである。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

津たばこ販売協同組合補助金

イ 所見

(ア) 補助金交付要綱等の整備状況について

適正に整備されていた。

(イ) 補助金の交付申請、交付決定等の時期について

特に述べることはない。

(ウ) 補助金の交付申請、実績報告等の提出書類について

適切に処理されていた。

(エ) その他

たばこの需要の減少や、公共の場での禁煙拡大などたばこを取り巻く状況が変化するなか、市町村合併を機に調整を図られたい。

・契約財産課

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、物品、工事などに係る契約事務、市有財産の総括管理、庁舎の維持管理に関することなどを分掌している。

工事に係る入札制度にあつては、平成13年4月から公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行され、本市においても、予定価格の事前公表及び最低制限価格の事後公表、郵便入札、公募型指名競争入札の試行的な導入などを始め、本年度に入ってから発注基準の見直し、最低制限価格制度の適用範囲の拡大など入札制度の改善が図られている。

今後においても、電子入札の導入について検討されるなど、引き続き入札制度の改善に向けて努力されたい。

財産管理については、未利用地等の有効活用のため、処分可能な土地は、市有地処分基準に基づいて処分するなど適正な管理・運営を図られたい。

また、庁舎維持管理については、本年10月で築後25年となり、その保守管理には労を多とするところであるが、市町村合併後の本庁舎としての機能を維持するため、今後とも計画的な改修を望むところである。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

該当なし。

・ 財政課

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、予算編成事務をはじめとする財政の総合調整、議会との調整及び津市公平委員会に関することなどを分掌している。

地方財政は、いわゆる三位一体の改革により国庫支出金の減少や地方交付税制度の見直しにより、より自立した財政運営が強く求められている。

このような状況のもと、本市においても、自主財源の確保、経常収支比率の抑制に努められ、限られた経費で効果のあるサービスの提供が可能な行財政システムの改革などにより、健全な行財政運営に取り組まれたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

該当なし。